

愛知県職員措置請求書

請求の要旨

第 1、愛知県の選挙用ポスター構成制度の概要と支出について

1、愛知県では「愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(以下「本件条例」という)」で選挙用ポスター作成費を公費で負担することとしています。1枚あたりの作成単価及び作成枚数は、それぞれア及びイによる計算式で、公費負担となる限度が設けられています。

ア 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度}$$

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を越える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度}$$

(ア、イのいずれも1円未満の端数があるときは切り上げ)

ポスター掲示場数によって選挙公営費が異なるので、選挙区によって公費負担額の上限が異なってきます。

2、本件条例は、ポスター作成費のみを公費負担することが定められています。しかし愛知県では、この作成単価限度額にポスター掲示場数を乗じた額をさらに2倍した額が、ポスター作成費に対する公費負担額の上限になっております。したがって、ポスター作成費の公費負担の上限額は、市場価格とはかけ離れた、一般市民には想像できないほどの高額になっています(事実証明書1)。ポスター作成枚数をポスター掲示場数の2倍にする理由は、選挙期間中に候補者が貼り替えることを想定している、と愛知県では述べていますが、請求人が調べたところ、選挙期間中にポスターを張り替えた候補者を聞いていません。

3、作成費用支払いの手続きは、候補者は、業者と作成費用を契約します。選挙終了後、業者が選挙後愛知県選挙管理委員会に作成費用を請求します。選挙管理委員会が確認後、愛知県から支払われます。平成23年度4月の選挙ポスター用公費負担額は76,930,703円でした。(請求人が、愛知県に開示請求した公営費一覧表より計算)

第2、選挙ポスター作成の実勢価格について

1、請求人が市場調査しましたところ、ポスター作成費は通常1000枚作成しても16万円くらいです(事実証明書2)。選挙公営制度のない町村では、例えば豊川市に合併前の小坂井町選挙では12万円程度で作成されています(事実証明書3)。作成枚数が増えたところで、ポスターの用紙代25円(一番高いとされる用紙エポFGSの価格)が増えるだけです。

2、平成19年、岐阜県山県市では選挙用ポスター作成費の不正請求に対する監査請求が市民団体によって起こされました。これを受けて山県市では、「山県市選挙公営制度における不正請求問題調査委員会」が設置されその報告書が出されています。その報告書によれば、選挙公営の対象枚数135枚(山県市)に対して、ポスター作成費として実際かかった費用は5万円から19万円ではなかった、と報告しています。ある印刷業者は1000枚までは枚数いかにかわらず請負額は同じであると、報告書の中で証言しています。これらを考えても、1000枚のポスター作成費に実勢価格が30万円を超えることはありません。

3、犬山市では平成19年に条例改正し、ポスター公費負担額の上限を386,780円から200,030円に減額しました。豊橋市では、ポスター作成費以外の請求がされないように内訳書の添付を平成23年度より義務付けました(事実証明書4)。豊橋市が豊橋市議選候補者に配布した内訳書のモデルから、豊橋市が想定するポスター作成費は18万円程度であると考えられます。

4、請求人の倉橋英樹の作成費は430枚で148,350円、寺本泰之の作成費は515枚で149,865円でした。二人とも高質な耐水ユポ紙を使って作成しております(事実証明書5)。(山田辰也は印刷所に依頼せず、カラーコピー機を使って作成したのでさらに安く作成している)

5、以上1～4から選挙用ポスター作成にかかる費用は、高く見積もっても30万円です。この金額を超えるポスター作成費の公費負担額を請求した候補者は、水増し請求をしたか、あるいはリーフレット等他の選挙用印刷物費用を加えて請求したと考えられます。

第3、平成23年4月執行愛知県議会議員選挙におけるポスター作成公営費支出(以下「本件支出」という)の違法性について

1、本件条例は、ポスター作成にかかった費用のみが公費負担されると定めています。したがって、選挙用リーフレットやハガキ代に支払われてはならない。またポスター作成費用に水増し請求は犯罪行為となります。ポスター作成費として30万円を超える公費請求は不当な請求であると考えられます。

2、別紙1に掲げる候補者は、選挙ポスター作成公費請求額70万円を超えて請求した候補者です。これらの請求は過大請求と考えられます。真実でない請求をしたことは、本件条例に違反します。

ポスター作成費の実勢価格を踏まえると、本来ならば30万円以上を請求した業者は、水増し請求をしていると考えられますが、そうしますとあまりに監査の対象となる候補者が多くなるので、70万円以上を公費請求した候補者に絞りました。

3、本件請求手続きが契約書を提出し、選挙管理委員会等が確認したうえで作成費を交付すると規定していることは、契約書が真実であることを前提にして支払われるということです。その契約書が真実に基づいていないのだから、違法な支出です。

4、地方自治法第2条、「16項 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」「17項 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」と定めております。本件支出はこれに当たります。

5、地方自治法2条14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に違反し、地方財政法第4条1項「必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めています。本件支出は、実勢価格と異常に乖離したポスター作成費に対して支出されており、前記法に違反した支出です。

第4 まとめ

これまで、この選挙用ポスター作成費の公費負担が全国で何度となく問題になっていきます。その理由は市場価格を異常に逸脱して高く設定されているポスター作成費に対して、上限額いっぱい請求する立候補者とその請求額をチェックすることなく漫然と公金を支払う地方自治体に対して、一般市民は全く納得できないからです。それら住民の声に応えてか自治体では公費負担額の上限額の減額などに取り組んでおります。また候補者自ら請求額を減額しています(事実証明書6)

選挙公営制度の目的自体は、選挙費用の資力に乏しい者も立候補しやすくしようとするもので、必要以上に金をかけていいものではありません。地域の実情に合った公営制度にすべきである、と総務省も通達しています(事実証明書7)。その努力をすることなく、機械的に上限額を設定し、本条例に定める「ポスター作成費のみの公費負担」であるかどうかをチェックしないまま公金を支払った愛知県職員の怠慢は看過できません。また、過大請求した印刷業者は、不当利得しているのだから愛知県に返還すべきです。

以上より監査委員に対し以下のことを求めます。

【求める措置】

監査委員は、別紙1にあげる候補者のポスター作成費公費負担は違法な支出なので、当該印刷業者より、返還するように大村愛知県知事に勧告してください。

上記の通り、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

愛知県監査委員 様

平成23年10月25日

監査請求人

住所 愛知県豊橋市賀茂町字石城寺4番地の6

職業 豊橋市市議会議員

名前 寺本 泰之

印

住所 愛知県豊川市御津町広石広国49番地1

職業 豊川市市議会議員

名前 倉橋 英樹

印

住所 愛知県新城市川田字仲屋敷23

職業 新城市市議会議員

名前 山田 辰也

印

事実証明書

- 1:平成23年4月執行愛知県議会選挙のポスター作成費負担額一覧表
この一覧表を請求人が改訂した表も添付
- 2:一般の印刷業者の1000枚ポスター作成見積書写し
- 3:平成18年度執行宝飯郡小坂井町選挙のポスター作成費一覧表(請求人が小坂井町役場の開示請求した選挙収支報告書より調べて作成したもの)
- 4:豊橋市選挙管理委員会が義務付けたポスター作成費の内訳書
- 5:平成23年4月執行豊橋市議選挙用に作成した寺本ひろゆきのポスター
- 6:減額した候補者の実例
- 7:総務省通達の写し

別紙1

- 平成23年愛知県会議員選挙用ポスター作成代金公営負担額返還請求額一覧表

愛知県会議員選挙用ポスター作成代金公営負担額返還請求額一覧表（平成23年）

選挙区	候補者名	公費請求額	作成業者名	返還額
名東区	三宅 功	727,650	(株)はじめ	427,650
天白区	斉藤 幸男	738,948	(株)中部写真プロダクション	438,948
豊橋	小久保 三男	899,190	(有)ライトスタッフ	599,190
"	丹羽 洋章	1,103,130	(有)中村出版	803,130
"	渡会 克明	865,200	竹田印刷(株)	565,200
"	山本 正樹	756,000	アート印刷(株)	456,000
岡崎	中根 義高	768,600	(株)ヨシノ印刷	468,600
一宮	吉田 真人	767,200	モリ印刷(株)	467,200
"	青木 雅之	761,460	(資)山田印刷	461,460
"	長坂 康正	838,000	名鉄局印刷(株)	538,000
"	木藤 俊郎	874,902	(株)アドプランナー	574,902
瀬戸	松本 幹男	750,200	(株)MK	450,200
春日井	市川 英男	777,924	中日本印刷(株)	477,924
"	水野 義彦	781,704	若林印刷	481,704
豊田	小島 文幸	874,104	(株)アドプランナー	574,104
"	樹神 義和	823,500	(有)ライトスタッフ	523,500
"	三浦 孝司	826,047	(有)拳母印刷企画	526,047
"	倉知 俊彦	715,000	三河印刷(株)	415,000
小牧	山下 智也	843,150	秋田印刷(株)	543,150
稲沢	久保田 浩文	718,200	(株)塚本印刷	418,200
知立	柴田 高伸	705,600	安田印刷工業	405,600
清洲	中川 淳史	894,600	(株)シード	594,600
丹羽郡	鈴木 喜博	713,400	ムラセ印刷(株)	413,400
	23人		返還額 計	11,723,709

適正価格は30万円なので、その差額分を返還請求額としました。